

審 第 2 1 9 5 号－1
答 申 第 6 2 9 号
令 和 7 年 8 月 5 日

千葉県企業局長 野 村 宗 作 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年8月10日付け企管総第827号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第1164号

令和4年6月27日付けで審査請求人から提起された、令和4年6月21日付け企管総第
545号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県企業局長（以下「実施機関」という。）が、令和4年6月21日付け企管総第545号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年6月6日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「管理部総務企画課副主査〇〇〇〇（以下「A」という。）様及び〇〇〇〇（以下「B」という。）様が職務執行に際し、着用することとなっている名札、※現実に着用しているかは関係ありません。地方公務員法第32条の規定により、各定めに基づき着用することとなっている名札です」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求の対象文書として「千葉県企業局管理部総務企画課A及びBの名札」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示しない部分を写真、開示しない理由を条例第8条第2号該当として、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年6月27日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、前半の職員に係る部分を取り消すことを求める。注）開示請求及び開示決定では、2名の職員に係る2件の行政文書が対象である。本審査請求の手続き、並びに2～3年後に提起する処分取り消しの訴え又は裁決取り消しの訴えの手続き及び開示決定の義務付けの訴えでは、2名の職員のうち、「前半の職員」

と表記する。後半の職員については、本審査請求の手続きの対象とはしない。

2 審査請求の理由

本件の通知書に記載された「開示しない理由」によると、「写真は個人に関する情報」であるから、前半の職員に係る写真は条例第8条第2号の不開示情報に該当するとのことである。しかし、結論として、前半の職員に係る写真は、条例第8条第2号ただし書きイ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため、不開示情報ではない。

そう考える理由は次のとおりである。

千葉県知事部局では、名札着用要綱がある。勤務時間中、名札を着用する。名札は、上半身の来庁者から見やすい位置に着用する。名札には顔写真をつける、カラーで、縦30mm×横24mmである。条文は見たことはないが、企業局においても同様の要綱がある（平成10年9月21日施行）。

そして、この規程があるだけではなく、実際に、現実には、審査請求人は前半の職員に係る規程に基づく名札及び写真を見た。令和4年5月27日（金）午前9時16分、及び同年6月20日（月）午前9時16分である。前半の職員に係る私的生活の際に見たわけではない。前半の職員の職務執行に際して見た。企業局執務室の2階の受付カウンターで見た。

さて、千葉県においては、部長級の職員は、実際には名札をつけていても、県民の前に姿を現さないことが事実上許されており、つまり、部長級の名札・その顔写真は、県民は容易に見ることはできない。

他方で、班長以下の職員は、その分、つまり、部長級の職員が奥の部屋にじっとして潜んで表に出てこない分、代わりに、来庁者に対しては対応しなければならない。5月27日においても、6月20日においても、何も審査請求人は、前半の職員に会いたい旨は申ししていない。当初対応した別の職員が、審査請求人のそのとき提出した書面（開示請求書）を見て、自動的に交代し、前半の職員が来た（注 別に、前半の職員に会いたくない、というわけではない）。

そして、国の情報公開法の所管庁である総務省によれば、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知りうる状態におかれていれば足りる、とされている。

前半の職員は、いわゆる非常勤職員ではなく、常勤の副主査である。平日に、前半の職員に関する業務の件で幕張の企業局に行けば、前半の職員が対応してくださる。この点は、同じ情報公開の仕事をする本庁の総務部審査情報課とは異なる。総務部審査情報課では5名程度担当者がいるので、審査情報課の窓口に行っても、どなたが対応するかはわからない。しかし、企業局では情報公開の業務は一次的には前半の

職員が行う。情報公開の業務の件で企業局の執務室に行けば、前半の職員が対応してくださることになり、つまり前半の職員が規程に基づき着用している名札、さらにはそこに記録されている写真を見ることができる。令和4年5月27日、6月20日である。

よって、開示請求の対象とした、前半の職員に係る写真は、条例第8条第2号ただし書きイ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため、不開示情報ではない。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり主張している。

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由

(1) 不開示部分について

本件対象文書中、写真は条例第8条第2号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書にある写真は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号に該当する。

3 弁明の内容

請求人は、「前者の名札」の写真は条例第8条第2号イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報ではない旨主張する。

その主張の理由として、第一に、企業局には千葉県の知事部局にある名札着用要綱と同様の要綱があり、同要綱において、職員が勤務時間中、来庁者から見やすい位置に名札を着用することとされているため、「法令等の規定により」「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する、と主張する。

これに加えて、第二の理由として、請求人が企業局に来局した際に、実際に前者の名札を視認していることや、「前半の職員」が常勤の副主査であって、平日に当該職員に関する事務（開示請求書関係）で来局すれば当初対応した職員が別であっても一次的に当該職員が対応することになること、情報公開法の所管庁である総務省では『「公にされ」とは当該情報が現に公衆が知りうる状態におかれていれば足りる』とされていることから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する、

と主張する。

しかしながら、請求人の主張する第一の理由については、千葉県情報公開条例解釈運用基準において、条例第8条第1号に規定する「法令及び条例（以下「法令等」という。）」の解釈及び運用として「1 「法律及び条例」とは、法律、政令、省令等の国法と条例及びこれらの委任を受けた規則をいう。」とされており、ここで略称される「法令等」の後に出てくる「法令等」は全てその略称に従うので、条例第8条第2号に規定する「法令等」もこれに従うことから、請求人が主張する「千葉県の知事部局にある名札着用要綱と同様の要綱」は「法令等」に該当しないため、そもそもその主張の前提を欠く。

また、請求人の主張する第二の理由についても、以下のとおり、その主張が誤りであることは明らかである。請求人は、自身が来局した際に前者の名札を視認したことなどから、前者の名札が総務省の見解に照らし「公にされ」ていると主張するが、条例第8条第2号イは、単に「公にされ」ていれば足りるとしているのではなく、「慣行により公にされ」ていることを必要としている。この点、当該文言については、社会通念により判断されることとされているが、名札は職員と相対する者がこれを視認することは可能であるが、企業局要綱記載のとおり、あくまで県民サービスの一層の向上等を目的としたものであって、一般に広く配布することを目的としたものではなく、また、誰でも入手できるものではなく、更には今後も配布する予定も無いものであることは明らかであるから、請求人の主張するような「慣行」は現実には存在しない。また、顔写真については、そのプライバシーを保護すべき必要性や、写真の著作権、肖像権の観点から、当人の承認なくして使用するべきではないことなどから、「慣行により公にされ」ているものとは言えないことは明らかである。

そもそも、名札の当該顔写真は、職名や氏名と性質が全く異なる情報であり、名札として庁内において当該職員が着用して、相対する者に限って視認できる状態にするという限定された利用方法（視認方法）のみが予定された情報である。そのような利用方法を離れて、顔写真単独での公開や配布は一切予定しておらず、その慣行もないというべきである。このことは、広く配布・公衆送信などされる可能性があるなか、仮に名札の当該顔写真そのものが、情報公開によって広く一般に開示されることは、当該写真を提供した職員のプライバシーに対する回復し難い侵害を与える蓋然性が高く、プライバシー保護の必要性は極めて高いというべきである。

4 結論

以上より、請求人の主張する理由はいずれも誤りであり、本件対象文書の写真が、条例第8条第2号イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は

公にすることが予定されている情報」に該当するため不開示情報ではないとした請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

本件対象文書は、千葉県企業局管理部総務企画課副主査A及び同課副主査Bの名札である。本件決定において、実施機関は条例第8条第2号に該当するとして名札の顔写真部分（以下「本件顔写真」という。）を不開示としている。この決定の妥当性について、以下検討する。

なお、審査請求人は、前記第3 1「審査請求の趣旨」のとおり、審査請求書に「審査請求に係る処分のうち、前半の職員に係る部分を取り消すことを求める」「後半の職員については、本審査請求の手続きの対象とはしない」と明記しており、これは、副主査Aの名札についてのみ争う趣旨と解されるため、本件決定における副主査Bの名札に関する決定の妥当性について、当審査会では判断しない。

(1) 本件顔写真の開示・不開示について

本件顔写真は、氏名と一体のものとして副主査Aの個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものである。

よって、本件顔写真は条例第8条第2号本文に該当するが、その開示・不開示の判断に当たっては、当該情報の条例第8条第2号イ及びハ該当性が問題となるため、以下検討する。

ア 条例第8条第2号イ該当性について

名札は、実施機関が定める「職員の名札着用要綱」（平成10年9月21日施行、以下「要綱」という。）に基づき職員が着用するものである。要綱は条例第8条第2号イの「法令等」には該当しないため、本件顔写真は法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。

また、名札は職員が勤務時間中に着用するものであり、職員と相対する者だけが限られた条件下においてのみ視認できるものである。よって、本件顔写真は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とも言えない。

以上のとおり、本件顔写真は条例第8条第2号イに該当しない。

イ 条例第8条第2号ハ該当性について

職員の名札は、要綱によって勤務時間中に職員による着用が求められるもので

あつて、名札の着用に関する情報は条例第8条第2号ハに規定する職務遂行に係る情報であると解されるところ、名札の内容そのものは、職務遂行に関連する情報として開示の対象となり得るものである。もっとも、名札の内容を開示することとなった場合に開示されることとなるのは、同号所定の当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分であつて、顔写真は条例上含まれていない。

したがって、本件顔写真は条例第8条第2号ハには該当しない。

(2) 結論

以上のとおり、本件対象文書の副主査Aの顔写真は条例第8条第2号本文に該当し、同号イ及びハのいずれにも該当しないことから、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

不服申し立てのあつた部分について、実施機関の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 8月16日	諮問書の受理
令和7年 3月25日	審議
令和7年 4月28日	審議
令和7年 5月28日	審議
令和7年 6月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
安 藤 な つ き	弁護士	
伊 藤 義 文	弁護士	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)